

復興祈念公園の利用ルールに対する意向調査

本市で整備を進めている復興祈念公園では、現在、公園の利用ルールの制定を検討しています。

つきましては、周辺のお住まいの皆様を対象に、下記検討案に対する御意見をいただきたく、意向調査を実施いたします。御質問、御意見等がございましたら、裏面へ御記入のうえ、回答先まで御提出くださいますようお願いいたします。

【公園利用の前提となる基本的な考え方】

- 1 公園の維持管理（清掃や植栽の剪定など）は市の管理（管理委託を含む）で行います。
- 2 公園には常駐の管理人はおきません。また、公園に門扉を設置しませんので、開閉園の時間は特に定めません。
- 3 東日本大震災追悼式は本公園では実施しません。

【現在検討している「復興祈念公園の利用ルール（案）」】

市内にある公園の利用と同様に、以下のとおり利用上の許可、禁止、制限を考えています。

1 利用について市の許可を必要とすること

- (1) 行商や募金などの行為をすること。
- (2) 業として写真や映画やテレビを撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会や展示会、博覧会などの催しのため、公園を独占して利用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 禁止すること

- (1) 公園を損傷すること。公園を汚損すること。
- (2) 竹木を伐採すること。植物や土石の類を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲すること。鳥獣魚類を殺傷すること。
- (5) 張り紙や張り札をすること。広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れたり、そこへ停めたりすること。
- (8) たき火をしたり、火気を持ち遊んだり、その他危険な遊戯をしたりするなど公衆の利用に支障ある行為をすること。

3 その他（騒音の制限）

市長は、競技会、展示会、博覧会、興業、集会などの催物による拡声放送や明らかに騒音と認められるもので、市民生活の静穏を保持し難いと認められる場合は、これを禁止することまたは騒音防止に必要な措置をとらせることができる。

回答期日：平成30年9月28日（金）

【回答欄】 （回答期限：平成30年9月28日（金）まで）

「復興祈念公園の利用ルール（案）」に対する御質問・御意見

※頂きました御意見等に対して、市からお問合せする場合がありますことを御了承ください。

御 名 前	
御 住 所	
連絡先（電話）	

【問合せ先・回答先】

気仙沼市総務部総務課 担当：小野寺（おのでら）、金（こん）

〒988-8501 宮城県気仙沼市八日町 1-1-1

電話 0226-22-3401 / FAX 0226-24-3566

MAIL somu@kesenuma.miyagi.jp